
石綿障害予防規則の実務

- 実際の指導事例を踏まえて説明します
- 実務上よくある”10の疑問”を糸口にポイントを解説します

Q1. よくある不備はどのようなものでしょうか

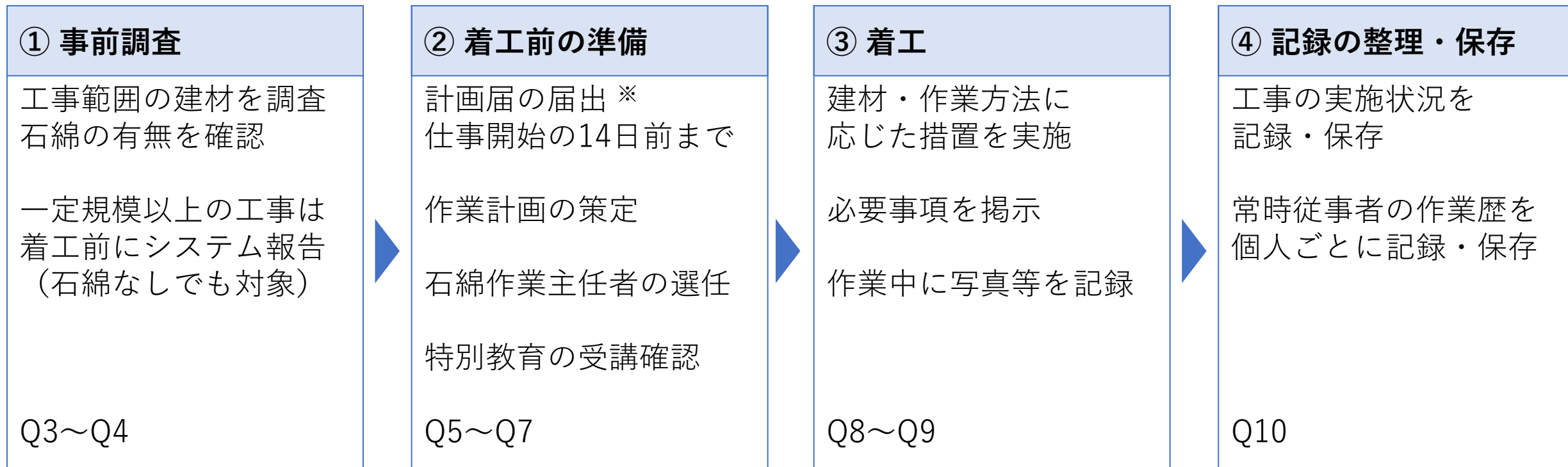
- 事前調査、計画・施工、記録・健診の各段階で不備を指導しています。

段階	主な不備事項
事前調査・報告	・ 石綿の有無を目視だけで判断している ・ 事前調査が漏れている ・ 事前調査を行っているが結果を報告していない／遅延している
作業計画・施工体制	・ 作業計画を定めていない ・ 作業主任者の資格者がいない ・ 作業主任者の資格者はいるが選任していない
現場の管理	・ 事前調査結果や立入禁止等の掲示を行っていない
記録・健康管理	・ 法令で定められた作業記録を作成して保管していない ・ 石綿健康診断を行っていない

2025年4月から2026年7月までの当署の主な指導事項です

Q2. 石綿施工の流れを教えてください

● 事前調査 → 着工前の準備 → 着工 → 記録の整理・保存の4段階で考えます。



※吹付け石綿・保温材等（レベル1・2）の対象作業。届出要件はQ5で確認。

⑤ 健康管理

常時従事している労働者 : 雇入れ・配置替え時、その後6月以内ごとに1回「石綿健康診断」を実施
 過去に常時従事していた労働者 : 引き続き雇用中は6月以内ごとに1回「石綿健康診断」を実施

追加・変更工事が生じた場合には、①に戻って確認します。

Q3. 事前調査は目視のみではダメなのでしょうか

- 原則、文書と目視の両方で調査します。外観だけで「石綿なし」とは判断できません。

法令上の原則〔石綿則第3条〕

- ・解体・改修工事の前に、工事対象部分の全ての材料について石綿の有無を調査する。
- ・原則として、「設計図書等の文書による調査」と「目視による調査」の両方を行う。※

※文書がない場合はQ4で説明。法令上、一定の条件では文書確認のみで足りる場合もあります。

目視の目的：実際に使われている材料と調査範囲を確かめる

- ・現場では、図面との違い、下地・裏張り、製品の印字などを確認する。
- ・同じように見える建材でも、製品や製造時期によって石綿の有無が異なることに注意する。
- ・資料等の根拠と照合し、含有の有無が不明なら、「分析」又は「含有とみなして」対応する。

一定規模以上は、石綿なしでも着工前に調査結果を報告〔石綿則第4条の2〕

工事の種類	報告が必要となる基準
建築物の解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
建築物の改修 特定工作物の解体・改修	請負金額が税込100万円以上
鋼製船舶の解体・改修	総トン数20トン以上

報告はこちらから

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

Q3. 事前調査は目視のみではためなのでしょうか〔続き〕

- 令和8年1月1日着工以降の対象工作物は、資格者による事前調査が必要です。

■ 建築物：令和5年10月1日以降着工分から、資格者による調査が必要

調査できる建築物の範囲	調査を行うことのできる資格
全ての建築物	一般建築物石綿含有建材調査者
全ての建築物	特定建築物石綿含有建材調査者
一戸建て住宅・共同住宅の住戸内部 (共同住宅の共用部分を除く)	一戸建て等石綿含有建材調査者

■ 工作物：令和8年1月1日以降着工分から、区分に応じた調査資格が必要

工作物の種類（例）	調査を行うことのできる資格
特定工作物のうち 反応槽・ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、発電設備等	工作物石綿事前調査者
特定工作物のうち 煙突・トンネルの天井板・遮音壁等	工作物石綿事前調査者 一般・特定建築物石綿含有建材調査者等
特定工作物以外の工作物 (塗料等の石綿含有のおそれがある材料を除去等する場合)	工作物石綿事前調査者 一般・特定建築物石綿含有建材調査者等

事前調査報告の規模要件とは別であることに注意。100万円未満でも、調査者の資格が必要です。
対象・資格の詳細はこちらで確認 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>

Q4. 設計図書が無い場合はどのように調査すればよいでしょうか

- 現物の材料を確認し、製品情報と照合します。不明なら「分析」又は「みなし含有」とします。

① 現場で、使われている材料を洗い出す

- ・ 点検口や開口部から、裏側や下地を確認する。
- ・ 材料とその場所を、写真・略図に記録しておく。
- ・ 改修の跡も確認し、同じ材料の範囲を整理しておく。
- ・ 設計図書以外にも、改修記録・過去の調査結果等があれば活用する。

② 印字等から製品を特定し、情報と照合する

- ・ 製品名、製造時期をメーカー資料等と照合する。
- ・ 現物が、その情報の対象製品にあたるか確認する。
- ・ データベースに記載がないことをもって、石綿非含有と判断することはできない。

石綿の有無を
根拠をもって判断できる？

判断できる

根拠に基づき「含有／非含有」を判断する
判断に使った資料と結果を記録・保存する。

判断できない

分析する／石綿含有とみなす
みなす場合には、「有」と同様の措置を行う

Q5. 着工までに、労基署へ何を報告・提出すればよいのでしょうか

● 「事前調査結果報告」に加え、一部の工事では「建設工事計画届」が必要です。

① 事前調査結果報告

一定規模以上の工事は着工前に報告（対象・方法はQ3参照）

② 建設工事計画届

どのような場合に	石綿含有吹付け材の除去・封じ込め・囲い込み （いわゆるレベル1） 石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材等の除去・封じ込め・ 囲い込み（いわゆるレベル2）
何を	建設工事計画届（様式第21号）＋添付書類 調査結果、作業箇所・設備配置の図面、作業方法・ ばく露防止措置、工程表等 様式は 厚生労働省のホームページ からダウンロードできます
いつまでに	工事を開始する14日前まで
どこへ・どのように	現場を管轄する労働基準監督署へ 窓口・郵送・e-Gov電子申請で届出。

建設工事計画届				
様式第21号（第91条、第92条関係）				
事業の種類	事業場の名称		仕事を行う場所の地名番号	
			電話（ ）	
仕事の範囲			採取する土石の種類	
発注者名			工事請負額	
仕事の開始 予定年月日	令和 年 月 日	仕事の終了 予定年月日	令和 年 月 日	
計画の概要				
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要		
主たる事務所の 所在地		電話（ ）		
使用予定 労働者数	関係請負人の 予定数	関係請負人の使用 する労働者の予定 数の合計		
令和 年 月 日				
事業者職氏名				
厚生労働大臣 殿 労働基準監督署長				

Q6. 作業計画では何を決めておけばよいのですか

- 現場での作業手順と石綿対策を決め、関係労働者に周知します。〔石綿則第4条〕

※建設工事計画届が不要な工事（いわゆるレベル3）でも、作業計画は必要です。

決めておくこと	具体的な内容
① 作業の方法・順序	・ どの場所の、どの建材を、どの順番で除去するか。 ・ 使う工具、取り外し方、取り外した建材の搬出方法をどうするか。
② 粉じんを発散させない方法	・ どの範囲を隔離養生するか。 ・ 何を使い、いつ、どう湿潤化するか。 ・ 必要な集じん・排気装置の配置や、清掃方法をどうするか。
③ 粉じんを吸わせない方法	・ 呼吸用保護具・保護衣等は何を使うか。 ・ 立入禁止の範囲、出入りの手順、付着した粉じんの除去方法はどうか。

ポイント① 決めた内容は、関係労働者へ周知する

作業開始前や段取り・作業内容が変わる際に、計画の内容や変更点を説明する。

ポイント② 計画どおりに作業したことを、写真等で記録する → Q10参照

工事が終わってからでは撮れない場面があります。何を・いつ・誰が記録するかも決めておく。

Q7. 作業主任者の有資格者が社内に1人でもいればよいのでしょうか

● 1人で足りるかは、担当する現場で作業の指揮・点検・監視を行えるかによって決まります。

石綿作業主任者の職務〔石綿則第20条〕

① 作業方法の決定・指揮	労働者が石綿粉じんで汚染され、又は吸入しないように、作業方法を決定し、労働者を指揮する。
② 装置の点検	局所排気装置・除じん装置等の健康障害を予防する装置を、1月を超えない期間ごとに点検する。
③ 保護具の使用状況の監視	保護具の使用状況を監視する。

- ・これらの職務を常時遂行できるように配置する
- ・実際に下請の労働者が作業するなら、その下請が主任者を選任して職務を行わせているかも確認する

「作業主任者」と「特別教育」の違い

作業者全員に作業主任者の資格が必要なわけではない

対象	必要な講習・教育	受講・実施方法
作業主任者に選任する人	石綿作業主任者技能講習	都道府県労働局長の登録を受けた教習機関で受講
石綿の解体等作業を行う人	石綿作業に係る特別教育	外部機関での受講のほか、事業場内での実施も可能

- ・社内で特別教育を行う場合も、所定の科目・時間を満たし、教育の実施記録を作成・保存します。
- ・石綿作業主任者技能講習修了者は、特別教育を省略できます。

Q8. 実際の作業時には、どのような措置が必要でしょうか

- 吹付け材・保温材等（レベル1・2）は、作業内容と切断等の有無で、必要な措置を確認します。

① 負圧隔離養生等を行う作業

石綿含有吹付け材

- ・ 除去・封じ込め
- ・ 囲い込み（切断等を伴う）

石綿含有保温材等

- ・ 除去・封じ込め・囲い込み（切断等を伴う）

対象に応じ、次のいずれかの方法で実施

- ・ 負圧隔離養生等
- ・ グローブバッグ工法
- ・ 屋根折板を裏張り断熱材ごとに取り外す方法
〈破損等のない良好な状態のものを、湿潤化して手ばらし等で除去〉

② 切断等を伴わない作業

石綿含有吹付け材

- ・ 囲い込み（切断等を伴わない）

石綿含有保温材等

- ・ 除去・封じ込め・囲い込み（切断等を伴わない）
例：保温材を原形のまま手ばらしで取り外す

立入禁止・表示、湿潤化等、呼吸用保護具等の使用

保温材を原形のまま取り外す場合、「マニュアル」では隔離養生（負圧不要）を行う施工方法を示している。

- ・ 「切断等」には破碎・穿孔・研磨等も含まれる。手作業でも、割る・砕く場合は①の措置が必要
- ・ 保温材の劣化により飛散するおそれがある場合には、負圧隔離養生等が必要

Q8. 実際の作業時には、どのような措置が必要でしょうか

- 成形板等（レベル3）は、原形取り外しが原則。切断等が避けられない場合、追加措置を講じます。

① 石綿含有成形板等（原則）

原則（技術上困難な場合を除く）

固定具を外し、原形のまま取り外す

② 石綿含有成形板等（原形のまま取り外すことが技術上困難な場合）

けい酸カルシウム板第1種
切断等により除去する場合

隔離養生（負圧不要）＋ 湿潤化等

その他の成形板等
切断等により除去する場合

湿潤化等

- ・ 湿潤化等：①常時湿潤な状態に保持、②除じん性能を有する電動工具の使用、③剥離剤の使用等。工法に応じ、粉じんの発散を防止できる方法を選択する。
- ・ 原形のまま取り外す場合も、保護具の着用・立入禁止等の措置は必要。

Q8. 実際の作業時には、どのような措置が必要でしょうか

- 仕上塗材は、グラインダー等を使う場合は、隔離養生（負圧不要）を加えます。

石綿含有仕上塗材

ディスクグラインダー又は
ディスクサンダーを使用する場合

隔離養生（負圧不要）＋ 湿潤化等

その他の方法で除去する場合
例：剥離剤を用いた手工具による除去

湿潤化等

- ・ 湿潤化等：①常時湿潤な状態に保持、②除じん性能を有する電動工具の使用、③剥離剤の使用等。工法に応じ、粉じんの発散を防止できる方法を選択する。
- ・ 吹付け施工された仕上塗材も、この区分で判断する。

Q8. 実際の作業時には、どのような措置が必要でしょうか

● 工事ごとの措置は、マニュアルの早見表で確認します。

大防法事項 石綿飛散等		表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 (3)					
		本文記述箇所		4.1.1			
		石綿含有建材 除去等の工法		切断等 による除去	切断等 による除去	切断等 による除去	切断等 による除去
		建築材料の種類		石綿含有成形板等			
				石綿含有成形板等		石綿含有いり カルシウム板第1種	
		石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法		原形のままで取り 外し	湿潤化等	原形のままで取り 外し	作業場を隔離養 生（負担不要） 湿潤化等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 1	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要	要
18 条の 17	安衛法 68 条第 3 項 規則第 5 条	大防法及び安衛法・ 石綿規則の届出	不要	不要	不要	不要	不要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要	要
-	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	防じんマスク又は 電動ファン付	防じんマスク又は 電動ファン付	防じんマスク又は 電動ファン付	電動ファン付	電動ファン付
	7 条、15 条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	6 条の 2、6 条の 3	隔離	-	-	-	隔離養生 (負担不要) ¹⁾	
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等 ²⁾	- ³⁾	要 (13 条第 1 項)	- ³⁾	要 (6 条の 2)	
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	30 条	清掃	要	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 湿潤化及び隔離養生（負担不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4（3）3）を参照）

2) 石綿等の「密着」湿潤化、防じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じん・飛散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

3) 防じん飛散防止のために実施することが望ましい。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策 徹底マニュアル（令和8年2月改正）

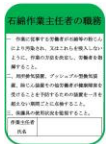
表4.1.2「石綿飛散及びばく露防止措置の概要」
（本文P.79～82ページ）

- ① 建材の種類・作業方法に合う列を選ぶ
- ② 保護具・隔離・湿潤化等の欄を確認する
- ③ 表上部の「本文記述箇所」で詳細を確認する

[環境省ホームページ](#)からダウンロードできます

Q9. 現場に掲示しておくべきものを教えてください

- 調査結果や作業上の注意事項を、作業場の見やすい場所に掲示します。

掲示物の例	掲示する内容の概要	根拠条文
	事前調査の結果 調査終了日、調査した部分・石綿の有無等の概要。 石綿なしでも掲示が必要。その場合、非含有と判断した根拠を記載する。	石綿則 第3条
	作業主任者の氏名・職務 誰が主任者か、どのような職務を行うか周知する。	安衛則第18条 職務：石綿則第20条
	立入禁止 作業従事者以外の立入を禁止し、その旨を表示する。	石綿則 第7条・第15条
	喫煙・飲食の禁止 石綿等を取扱う作業場では、喫煙・飲食を禁止する。	石綿則 第33条
	石綿の取扱いに関する注意事項等 石綿取扱作業場である旨、人体に及ぼす影響、取扱上の注意事項、 使用すべき保護具について掲示する。	石綿則 第34条

掲示様式の参考：青森労働局「石綿作業に関連する参考様式、掲示物」

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01113.html

Q10. 2種類の作業記録は、何が違うのでしょうか

- 「工事の実施状況を確認する記録」と「個人の健康管理に役立てる作業歴の記録」です。

	工事の実施状況の記録 〔石綿則第35条の2〕	労働者ごとの作業記録 〔石綿則第35条〕
目的	工事で、作業計画に従って対策を実施したことを残す	労働者が、どのような作業をしてきたのかを残し、長期の健康管理に役立てる
主に記録すること	対策の実施状況が分かる写真等 〔Q6の作業計画で定めた対策〕 作業従事者・周辺作業従事者の氏名・従事期間	氏名、作業の概要、従事期間、 事前調査結果と実施した石綿対策の概要等
対象・時期	常時作業するか否かを問わず必要 作業中に記録する	石綿粉じんを発散する場所で 常時作業に従事する労働者が対象 1月を超えない期間ごとに記録する
保存期間	石綿の解体等作業を終了した日から3年間	その事業場で常時その作業に 従事しなくなった日から40年間

Q10. 2種類の作業記録は、何が違うのでしょうか〔記載例〕

● 青森労働局の記載例で確認します。

■ 工事の実施状況の記録 〈3年保存〉



現場名	労働次郎様邸解体工事
撮影年月日	2024/3/ 1 10 : 10
現場所在地	東京都千代田区霞が関〇・〇
	湿潤化

写真等の記録

作業計画で決めた湿潤化等を実施している状況を残す。

場所・撮影日時も分かるようにする。

工事名： 労働次郎様邸解体 工事 作業記録

解体等作業終了日から3年保管

氏名	石綿使用建築物等解体等作業従事期間	保護具着用	石綿作業内容	石綿作業主任者	石綿特別教育	特記事項	備考欄
例) 労働太郎	2024/3/1 ~ 2024/3/31	RL〇〇 保護衣	☑養生、☑除去、☑湿潤、☑片付け	○	○	あり (3/10 手袋が脱げ手に石綿が付着した。手を流水で15分以上洗ったがかゆみがあったため医師の処置を受けた等)	
例) 労働花子	2024/3/1 ~ 2024/3/31	RL〇〇 保護衣	☑養生、☑除去、☑湿潤、☑片付け		○	なし	

作業員名簿

誰が、いつ
従事したかも記録。

■ 労働者ごとの作業記録 〈40年保存〉

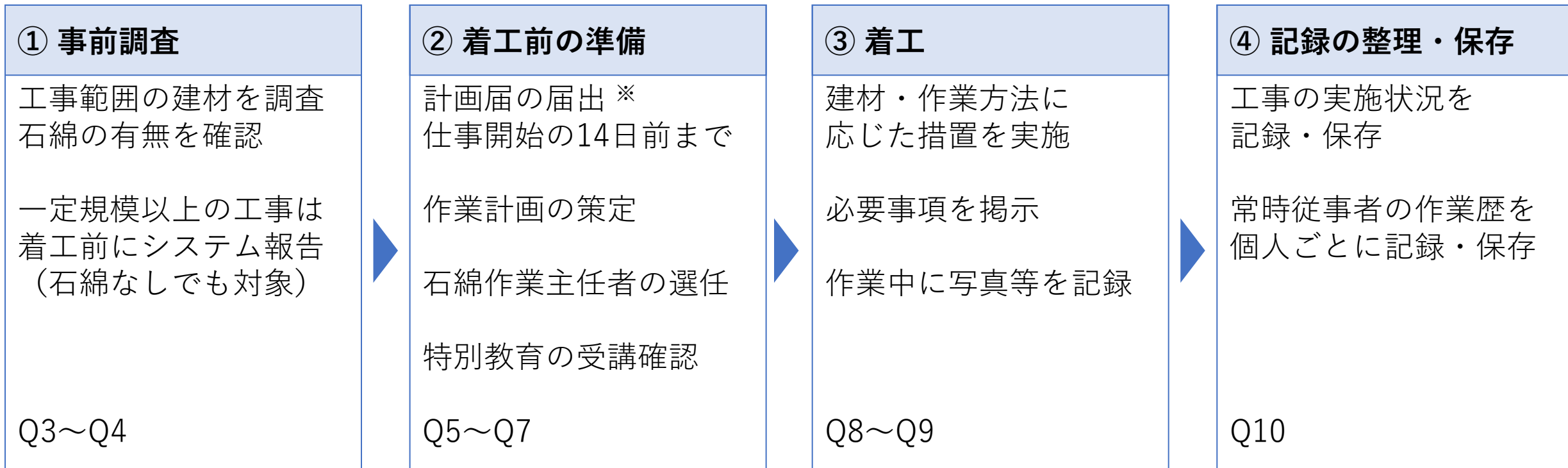
40年保管

石綿作業従事者記録	
作業従事者氏名	労働花子
現場名	労働三郎様邸解体工事
石綿種類	クリソタイル
事前調査の結果	別紙のとおり。
撤去箇所	軒天
作業内容	養生、除去、片付け
作業期間	2024年3月1日～2024年3月31日
保護具等の使用状況	保護衣、呼吸用保護具（PL〇）
作業主任者氏名	労働太郎
石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	3/10 手袋が脱げ手に石綿が付着した。手を流水で15分以上洗ったがかゆみがあったため医師の処置を受けた。

氏名・現場・作業内容・
期間・措置等を記録。

まとめ〔Q2.の再掲〕

● 事前調査 → 着工前の準備 → 着工 → 記録の整理・保存の4段階で考えます。



※吹付け石綿・保温材等（レベル1・2）の対象作業。届出要件はQ5で確認。

⑤ 健康管理

常時従事している労働者 : 雇入れ・配置替え時、その後6月以内ごとに1回「石綿健康診断」を実施
過去に常時従事していた労働者 : 引き続き雇用中は6月以内ごとに1回「石綿健康診断」を実施

追加・変更工事が生じた場合には、①に戻って確認します。